

「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」周知・啓発業務仕様書

1 業務の名称

「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」周知・啓発業務

2 業務の目的

「札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）」では、客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光客等が、公共の場所を安全に安心して通行・利用できる環境を確保し、魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としている。

条例は、令和4年4月から一部が施行され、周知期間を経て同年7月から全面施行される予定であるが、全面施行以降は客引き行為等の行為者に対して条例による罰則が適用されることから、条例を市民や事業者等に広く周知し、条例への理解、認知度を高めることを目的に啓発を実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 周知・啓発業務

受託者は、「2 業務の目的」を達成するため、以下の業務に係る一切（企画、運営、周知素材の制作、連絡調整及び費用の支払い等）を業務範囲として行うものとする。

なお、事業内容の詳細は、企画提案の結果により札幌市と受託者で協議し、調整するものとする。

ア 実施計画の作成

周知・啓発業務の実施にあたり、制作する周知素材の内容及び利用する広告媒体ごとの提案、それらの利用期間、回数等について実施計画を作成し、提案すること。

イ 周知素材の制作

札幌市で放映枠を確保している街頭大型ビジョンにおいて放映するための条例啓発用の動画及び静止画を制作すること。

なお、制作にあたっては、以下の点について留意すること。

(ア) 時間は15秒とする。

(イ) 「音楽」及び「音声」を挿入して制作することとするが、放映時に消音でもわかるように字幕等を付ける等配慮を行うこと。

＜札幌市で放映枠を確保している街頭大型ビジョン（予定）＞

場所	動画/ 静止画	放映時期	放映時間
札幌駅前合同ビル （札幌駅前ビジョン）	静止画	6/6～6/19、7/4～ 7/17、7/25～7/31、 12/5～1/1	8：00～22：00
札幌PARCO （札幌PARCOビジョン）			
LCビル（計7か所）	動画	6・7・12月	14：00～4：00
HILOSHI	動画	6・7・12月	7：00～21：00
駅前通地下歩行空間 （北大通・北3条）	動画	6/4～8/5、11/26～ 12/30	7：00～22：00
サブロー.TV （すすきの交差点）	動画	6・7・12月	8：00～17：00
ポラリス車内	動画	6・7・12月	
エコチルまちビジョン	動画	6/14～8/12、11/19～ 12/30	7：00～21：00
サッポロスマイル市政PR コーナー	静止画	6月から12月末まで継 続放映	

※今後、変更となる可能性あり。

ウ 広報媒体

以下の広報媒体から効果的なものを用い、統一されたコンセプトで啓発を実施すること。

(ア) 市内中心部に点在する街頭大型ビジョン（札幌市確保分以外）

(イ) ポスター、チラシなどの印刷物

※ チラシを作成する場合、最低3,000部用意すること。

(ウ) 街頭放送

(エ) SNS

(オ) 地下鉄の車内広告及び駅施設広告

(カ) 路面電車の車内広告

エ 実施時期

効果的と思われる実施時期を考慮し、提案すること。なお、7月及び12月を集中啓発期間とし、重点的な周知・啓発を実施する。また、周知期間である5月及び6月についても、できる限り周知・啓発を実施すること。

オ 実施範囲

別紙のとおり。

カ 独自提案

上記ウのほかに、上記業務目的の達成に寄与する企画があれば提案すること。なお、独自提案で行った成果物のデータ等については納品をすること。

(2) 関係団体説明会の開催支援業務

条例への理解促進のため、事業者等の関係団体に向けて説明会を開催することから、以下の業務を行うこと。

ア 開催準備（会場手配、開催案内（チラシ）、運営マニュアルの作成等）

イ 当日の運営（受付、進行、音響操作、動画配信（アーカイブ用編集含む）等）

(3) 実施結果

受託者は、本業務の完了後に総括を行い、効果的な周知・啓発方法について分析等を行った上で報告書を提出すること。

(4) 参考資料

別紙のとおり。

5 権利関係

(1) 業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

(2) この仕様にて定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。

(3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。

(4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

(5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。

(6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。

(7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(8) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

(9) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

6 再委託

- (1) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。
- (2) 再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

7 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

9 本件に係る問い合わせ先

札幌市市民文化局地域振興部区政課 前田、笹森
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2252

個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。